

岐阜県企業立地促進事業補助金（令和6年4月～）

＜ご注意＞年の途中でも制度が変更することがあります。

対象施設	対象業種		対象地域	要件		補助金の額	限度額
				初期投下固定資産額※1	新規地元常用雇用者		
事業所	ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、ソリューションセンター	(1)土地、家屋、償却資産取得の場合	県内全域	5千万円以上	5名以上	・初期投下固定資産額の1/10以内※2 操業後60ヶ月以内の次に掲げる額 ・通信回線使用料の1/2以内 ・事業所賃借料の1/2以内 ・新規地元常用雇用者1名につき30万円	5億円 (県営工業団地への立地の場合は10億円)
		(2)事業所賃借の場合		—			3億円 (60ヶ月の通算額)
研究所 ※3	バイオテクノロジー、ナノテクノロジーまたはVR技術を利用する事業			1億円以上	10名以上 ※4	・初期投下固定資産額の1/10以内※2	5億円 (県営工業団地への立地の場合は10億円)
工場	◎バイオテクノロジー、ナノテクノロジーまたはVR技術を利用する事業、航空宇宙産業（民需に限る）、新エネルギー関連産業、食料品関連産業、医薬品関連産業、医療・福祉機器関連産業、知事特認事業			3億円以上			
	サプライチェーン対策事業（製造業）		過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用区域及び県営工業団地 上記以外の区域	10億円以上			
	脱炭素促進事業（製造業）			3億円以上			
一般製造業	大企業	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用区域及び県営工業団地	3億円以上	10名以上			
		上記以外の区域	10億円以上	10名以上 ※4			
一般製造業	中小企業	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用区域及び県営工業団地	3億円以上		10名以上		
		上記以外の区域	5億円以上	5億円			
植物工場			10億円以上	10名以上	5億円		
デジタル関連施設	◎半導体関連産業の工場		県内全域	3億円以上	10名以上 ※4	5億円 (県営工業団地への立地の場合は10億円)	
	データセンター	◎(1)土地、家屋、償却資産取得の場合					
(2)事業所賃借の場合		—		5名以上	操業後60ヶ月以内の次に掲げる額 ・通信回線使用料の1/2以内 ・事業所賃借料の1/2以内 ・新規地元常用雇用者1名につき30万円	3億円 (60ヶ月の通算額)	
物流施設	道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、卸売業、小売業	(1)土地、家屋、償却資産取得の場合		10億円以上	10名以上	・初期投下固定資産額の1/10以内※2 操業後12ヶ月以内の次に掲げる額 ①事業所賃借料の1/2以内 ②新規地元常用雇用者1名につき30万円	5億円
		(2)事業所賃借の場合 ※5	—	①500万円 ①+②6千万円 (12ヶ月の通算額)			

注) 家屋の建設工事の着工の90日前までに申請（賃借の場合は、賃貸借契約日の15日前）。

「◎」は、不動産取得税の軽減対象事業

※1 初期投下固定資産とは、土地、家屋、償却資産（設備）のこと。

※2 既存敷地（取得後1年以上経過）での立地又は県内に対象施設がある企業の再立地は、0.5/10以内。

※3 研究所は、県内に本社が所在する企業に限る。県外に本社がある企業は、本社機能移転促進事業補助金にて対象となる。

※4 県内に対象施設がある企業の再立地は、5名以上。

※5 延床面積1万㎡を超える物流施設への入居のみ。